

消 防 消 第 4 3 1 号  
令 和 4 年 12 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

令和3年度における消防職員委員会の運営状況結果及び消防職員委員会の  
運営に関する留意事項について（通知）

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成8年に制度を施行し、平成17年及び平成30年に制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着を図ったところです。

消防庁は、令和4年4月13日付「令和3年度消防職員委員会の運営状況調査の実施について」において、委員会運営の実態調査を実施し、今回、結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

また、今回の調査結果から、委員会制度において、告示の趣旨が浸透していないおそれがある消防本部が散見されました。委員会制度の運営をより一層円滑にするため、委員会運営に関する留意事項を下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 委員の指名に関する事項

- (1) 27.3%の消防本部においては、消防職員の話合い等によらず、委員の推薦が行われていた。

消防職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行われることが望ましいこと。なお、職員からの推薦がない場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

- (2) 3.0%の消防本部においては、消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数未満で

あった。

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名しなければならないこと。

## 2 委員長の任期等に関する事項

20.3%の消防本部においては、委員長の在職年数が3年以上であった。

委員長の任期は、1年としなければならないが、これを再任することもできる。しかし、委員の任期が2期を超えることは認めていないため、2期を超えないことが望ましいこと。

また、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰とするものであることから、委員の活発な意見交換を促すよう努めること。

## 3 意見取りまとめ者の指名に関する事項

(1) 13.5%の消防本部においては、意見取りまとめ者の半数以上が消防職員の推薦や立候補に基づく指名となっていなかった。

意見取りまとめ者は消防職員の推薦に基づき指名しなければならないこと。

(2) 30.1%の消防本部においては、消防職員の話合い等によらず、管理職の指名等により、委員の推薦が行われていた。

消防職員からの推薦は、職員の話し合い等適宜の方法により行うものであり、意見取りまとめ者全員を推薦に基づき指名することが望ましいこと。なお、職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

## 4 委員会の会議の開催に関する事項

(1) 94.5%の消防本部においては、委員会の開催回数を1回としていた一方で、5.5%の消防本部は複数回開催していた。

委員会の会議は、次年度の予算編成を勘定し、毎年度前半に1回開催することを常例とすること。なお、開催回数は、必要に応じて複数回開催しても差し支えないこと。

(2) 14.0%の消防本部においては、消防職員全員に対し、あらかじめ委員会の開催の日時及び場所が周知されていなかった。また、63.5%の消防本部においては、消防職員への委員会の開催通知期間について、2週間を超えて確保している一方で、15.7%の消防本部においては、開催周知期間が7日以下であった。

委員会の開催に当たっては、消防職員の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、十分な期間を確保した上で、当該期間並びに日時及び場所を周知しなければならないこと。

## 5 意見の提出に関する事項

- (1) 42.8%の消防本部においては、委員会への意見提出の受付期間を1ヶ月未満としていた。

意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも1ヶ月程度確保することが望ましいこと。

- (2) 3.3%の消防本部においては消防長、2.3%の消防本部においては意見取りまとめ者が審議対象に該当するかの判断を行っていた。

提出意見が審議対象に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。なお、通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えない。

そのため、意見取りまとめ者等は消防職員から提出された意見については、全て委員会へ提出すること。

- (3) 44.8%の意見は、意見取りまとめ者を経由して匿名で委員会に提出された意見数であった。

消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合には、意見取りまとめ者から委員会への提出時に、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれかを選択できること。

また、職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能としていることから、記名を希望とする者と匿名を希望とする者が混在する場合にあっては「記名を希望する意見提出者氏名ほか匿名〇名」からの意見という形により、意見提出者全員が匿名を希望する場合にあっては「匿名〇名」からの意見という形により、それぞれ意見取りまとめ者から委員会に意見を提出することができること。

## 6 審議対象外となった旨の通知等

- (1) 10.4%の消防本部においては、審議対象外となった旨の通知が委員会開催後に行われていた。

委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の双方に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いを通知しなければならないこと。よって、委員会開始前までに通知することが望ましいこと。

- (2) 3.2%の消防本部においては、意見提出者に審議対象外となった旨及びその理由を伝えていなかった。また、2.8%の消防本部においては、意見取りまとめ者に審議対象外となった旨及びその理由を伝えていなかった。

委員会は、審議対象としない場合でも、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の双方に対し、審議対象外となった旨及びその理由を通知しなければならないこと。

## 7 審議結果等の周知事項

15.6%の消防本部は、消防長の処置結果について、処置結果のみしか周知していなかった。

委員長は、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。また、周知に当たっては、処置した結果のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うことが望ましいこと。

## 8 運営上の留意事項に関する事項

63.1%の消防本部において、「職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること」について取組を行っていなかった。また、64.4%の消防本部において、「委員会の公正性及び透明性の確保に努めること」について取組を行っていなかった。

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。

以下のような取組を実施している消防本部もあることからこれらも参考として、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めていただきたい。

### <消防職員が意見を提出しやすい環境づくりの例>

- ・委員会専用メールアドレスを設け、メールによる意見提出を可能とする。
- ・年間を通して意見の受付を行う。

### <委員会の公正性及び透明性の確保の例>

- ・委員の指名の際に、世代、階級、役職、性別等に偏りがないように配慮する。
- ・委員会の議事録を作成し、全消防職員に対して周知する。

## 9 委員会事務局等による説明会等について

49.5%の消防本部においては、平成30年告示改正以降の委員会事務局等による説明会等の実施について、一度も実施していなかった。

委員会事務局は、毎年、新規採用者に対して説明会を実施するなど、制度の周知に努めることが望ましいこと。

消防庁消防・救急課  
職員第二係 田邊・松本・小島  
TEL : 03-5253-7522  
FAX : 03-5253-7532  
E-mail : shokuin@soumu.go.jp

## 令和3年度における消防職員委員会の運営状況調査結果

(令和4年3月31日現在)

調査対象消防本部数	724 本部
-----------	--------

## 1 開催状況

区分	消防本部数	構成比
開催	724	100.0%
未開催	0	0.0%

## 2 令和3年度中の消防職員委員会の運営状況調査結果

【問1 委員の構成（令和4年3月31日）】

(1) 委員数及び内訳

区分	職員数	構成比 (全委員数 7,247 に対する)
管理職員の数	665	9.2%
非管理職員の数	6,582	90.8%

(2) 委員の推薦方法

委員の半数は、職員の推薦に基づき消防長が指名することとされている現状について

回答	消防本部 (N=724)	割合
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数未満である。	22	3.0%
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数である。	594	82.0%
消防職員の推薦や立候補に基づく委員が半数を超えている。	108	15.0%

(3) 実際の推薦方法

委員の半数は、職員の推薦に基づき消防長が指名することとなっており、当該推薦は「各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものであること」とされていますが、実際の推薦方法について

回答	消防本部 (N=724)	割合
各組織区分に所属する職員全員による話し合い	372	51.4%
所属長による推薦	193	26.6%
所属長による職務命令	5	0.7%
その他（以下、一部抜粋） ・ 任命回数に応じて該当職員を推薦 ・ 無記名での職員投票を行い、得票数の多い職員を推薦 ・ 推薦会議を開催し、委員を推薦 ・ 年齢や経験年数のバランスを考え推薦	154	21.3%

(4) 委員推薦の事実（消防職員委員会の委員のうち、半数は職員の推薦に基づき消防長が指名することとされている事実及び推薦を受け付けている事実）についての周知有無について

回答	消防本部 (N=724)	割合
全職員に周知している。	699	96.5%
全職員に周知していない。	25	3.5%

(5) 上記(4)で「全職員に周知している」と回答した周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部
全職員宛に通知を発出	355
全ての署所の掲示板に掲載	105
全職員がアクセスできる職員ポータル（イントラネット）に掲載	183
口頭で伝達	123
その他（以下、一部抜粋） ・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知 ・メールにて職員に周知 ・回覧文書での周知	107

(6) 委員長の再任の有無について

回答	消防本部 (N=724)	割合
再任あり	690	95.3%
再任なし	34	4.7%

(7) 令和3年度の委員長の在籍年数について

回答	消防本部 (N=724)	割合
1年	353	48.8%
2年	224	30.9%
3年	95	13.1%
4年	27	3.7%
5年以上	25	3.5%

(8) 委員長の在籍年数が3年以上の理由について（以下、一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課長が委員長を務めており、人事異動がなかったため。</li> <li>・充て職であるため、人事異動がなかったため。</li> </ul>
--

(9) 委員長の役職について

回答	消防本部 (N=724)	割合
消防長	2	0.3%
消防長以外の管理職	646	89.2%
その他 (以下、一部抜粋) ・委員の中から互選 ・庶務係長	76	10.5%

(10) 委員の再任の有無について

回答	消防本部 (N=724)	割合
再任あり	630	87.0%
再任なし	94	13.0%

(11) 令和3年度の委員のうち最も長く在籍する年数について

回答	消防本部 (N=724)	割合
1年	386	53.3%
2年	289	39.9%
3年	28	3.9%
4年	13	1.8%
5年以上	8	1.1%

(12) 委員の在職年数を3年以上の理由について (以下、一部抜粋)

・役職により選任されていることから、在籍年数も長期となるため。 ・職員の推薦に基づいた結果により継続していることから。 ・所属課の職員相互選出及び本人の希望によることから。
--

【問2 意見取りまとめ者の状況 (推薦方法等)】

(1) 意見取りまとめ者は、職員の推薦に基づき指名することとされていますが、現状について

回答	消防本部 (N=724)	割合
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数未満である。	34	4.7%
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数である。	64	8.8%
消防職員の推薦や立候補に基づく意見取りまとめ者が半数を超えている。	586	81.0%
その他 (以下、一部抜粋) ・全員が推薦もしくは立候補により選出 ・所属の話し合いにより選出	40	5.5%

(2) 意見取りまとめ者の実際の推薦方法について

回答	消防本部 (N=724)	割合
消防職員全員の話し合いにより推薦している。	323	44.6%
管理職が推薦している。	158	21.8%
所属長が職務命令で推薦している。	60	8.3%
その他 (以下、一部抜粋) ・庶務担当係が推薦するよう要望があったことから、庶務担当係が推薦している。 ・所属毎に推薦しており、推薦方法は所属毎に委ねている。 ・意見取りまとめ者の組織区分に在籍している消防職員の話し合いにより推薦している。	183	25.3%

(3) 意見取りまとめ者推薦の事実 (推薦を受けている事実) の周知状況について

回答	消防本部 (N=724)	割合
全職員に周知している。	694	95.9%
全職員に周知していない。	30	4.1%

(4) 上記 (3) で「全職員に周知している」と回答した周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部数
全職員宛に通知を発出	359
全ての署所に掲示板を掲載	102
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	185
口頭で伝達	122
その他 (以下、一部抜粋) ・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知 ・メールにて職員に周知 ・回覧文書での周知	104

【問3 委員会の開催状況】

(1) 開催回数と開催延べ時間について

	回数	消防本部	延べ時間
開催回数及び延べ時間	1回	684	1685.5時間
	2回	37	
	3回	3	
うち提出意見がない場合の開催回数及び延べ時間	1回	89	93.5時間
	2回	1	



(2) 開催時期

区分	消防本部数	割合
年度前半	684	94.5%
年度後半	40	5.5%

(3) 提出意見がない場合の議題について（以下、一部抜粋）

<ul style="list-style-type: none"><li>・消防職員委員会の運営上の取組について</li><li>・円滑な運用について</li><li>・意見の提出しやすい環境について</li><li>・委員同士の意見交換を実施</li><li>・書面での開催で議題なく終了となった。</li></ul>
---

(4) 委員会の日時及び場所の周知状況について

回答	消防本部 (N=724)	割合
全職員に対して周知している。	623	86.0%
全職員ではないが、職員に広く周知している。	20	2.8%
職員に対し広く周知はしていない、委員のみに周知している。	81	11.2%
特に周知していない。	0	0.0%

(5) 上記(4)で「全職員に対して周知している」と回答した場合の周知方法について

回答	消防本部 (N=623)	割合
全職員宛に通知を発出	307	49.3%
全ての署所の掲示板に掲載	69	11.1%
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	140	22.5%
口頭で伝達	24	3.8%
その他（以下、一部抜粋） <ul style="list-style-type: none"><li>・所属長に通知を発出し、所属長から職員に周知</li><li>・メールにて職員に周知</li><li>・回覧文書での周知</li></ul>	83	13.3%

(6) 意見の提出ができる旨の周知について

回答	消防本部 (N=724)	割合
全職員に対して周知している。	712	98.3%
全職員ではないが、職員に広く周知している。	7	1.0%
職員に対し広く周知はしていないが、委員にのみ周知している。	5	0.7%

(7) 上記(6)で「全職員に対して周知している」と回答した周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部数
全職員宛に通知を发出	420
全ての署所の掲示板上に掲載	102
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	198
口頭で伝達	121
その他(以下、一部抜粋) ・所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知 ・メールにて職員に周知 ・回覧文書での周知	74

(8) 上記(7)で「全職員ではないが、職員に広く周知している」と回答した周知方法について【複数選択可】

内容	消防本部
全職員宛に通知を发出	6
全ての署所の掲示板上に掲載	0
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	0
口頭で伝達	1
その他(以下、一部抜粋) ・所属長に通知を发出し、所属長から職員に周知	1

(9) 周知に確保している日数について

回答	消防本部(N=724)	割合
7日以下	114	15.7%
8～14日間	60	8.3%
15～30日間	198	27.4%
31日以上	262	36.2%
通年	90	12.4%

【問4 意見の提出期間】

(1) 委員会への意見提出の受付期間について

回答	消防本部(N=724)	割合
意見提出の受付期間を1週間未満としている。	2	0.3%
意見提出の受付期間を1週間以上2週間未満としている。	37	5.1%
意見提出の受付期間を2週間以上1ヶ月未満としている。	271	37.4%
意見提出の受付期間を1ヶ月以上1年未満としている。	315	43.5%
意見提出は年間を通じて受け付けている。	99	13.7%

【問5 意見取りまとめ者（令和4年3月31日）】

(1) 意見取りまとめ者数及び内訳について

区分	職員数	割合 (全意見取りまとめ者数 3,180 に対する)
管理職員の数	349	11.0%
非管理職員の数	2,831	89.0%

【問6 意見の取扱い】

(1) 消防長や委員長、意見取りまとめ者が、職員が提出しようとする意見について「審議対象ではない」として、提出させない運用をしているか。

回答	消防本部 (N=724)	割合
している。	258	35.6%
していない。	466	64.4%

(2) 「提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること、通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えないこと」としているが、審議対象の判断を行っている役職、部署について

回答	消防本部 (N=724)	割合
消防長	24	3.3%
消防長の属する会議体	7	1.0%
委員長	278	38.4%
委員長の属する会議体	104	14.4%
委員会の庶務を担当する部課	266	36.7%
意見とりまとめ者	17	2.3%
その他（以下、一部抜粋） ・提出意見は全て審議対象としている。 ・審議事項に該当するかは、委員会で協議している。	28	3.9%

【問7 提出意見及び審議結果の取扱い】

(1) 委員会に提出された意見数及び審議意見数

No.	区分	意見数	割合
1	提出意見総数	5,246	100% <sup>※1</sup>
2	委員会に直接提出された意見のうち、単独で提出された意見	830	15.8% <sup>※1</sup>
3	委員会に直接提出された意見のうち、連名で提出された意見	37	0.7% <sup>※1</sup>
4	意見取りまとめ者を経由して委員会に提出された意見数	4379	83.5% <sup>※1</sup>
5	上記4のうち、単独かつ記名で提出されて意見数	2,344	53.5% <sup>※2</sup>
6	上記4のうち、単独かつ匿名で提出された意見数	1,866	42.6% <sup>※2</sup>
7	上記4のうち、連名かつ記名で提出された意見数	73	1.7% <sup>※2</sup>
8	上記4のうち、連名かつ匿名で提出された意見数	96	2.2% <sup>※2</sup>
9	上記1のうち、委員会で審議された意見	4,922	93.8% <sup>※1</sup>

※1 提出意見総数5,246に対する割合

※2 意見取りまとめ者を経由して委員会に提出された意見数4,381に対する割合

(2) 意見取りまとめ者から委員会への意見提出や、委員会審議の際、個人が特定されないような配慮の有無について

回答	消防本部(N=724)	割合
はい	686	94.8%
いいえ	38	5.2%

(3) 上記(2)で「はい」と回答した場合の具体的な方策について【複数選択可】

内容	消防本部
個人が特定されかねない情報を削除している。	482
審議結果等を意見提出者に通知する際、意見とりまとめ者のみに対して通知するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られないようにしている。	332
その他(以下、一部抜粋) ・審議に用いる様式に、提出者名の記載欄を設けていない。 ・匿名希望の欄を設けている。	55

(4) 複数年にわたり提出される意見について

回答	消防本部(N=724)	割合
前年度の審議内容や、その後の検討結果を踏まえて審議を行っている。	596	82.3%
前年度の審議結果や、その後の検討結果を踏まえて審議は行っていない。	61	8.4%
その他（以下、一部抜粋） ・複数年にわたり提出される意見はない。 ・意見提出者に対し、過去の審議結果や消防長処置等を伝え、審議事項にするかの聞き取りを行っている。 ・過去の審議内容を踏まえて審議を行っている。	67	9.3%

(5) 意見提出及び審議結果の状況

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸問題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他 (左記以外)
勤務条件・厚生福利	2,185	706	716	106	588	69
	44.4%	14.3%	14.5%	2.2%	11.9%	1.4%
被服・装備品	1,561	501	492	45	496	27
	31.7%	10.2%	10.0%	0.9%	10.1%	0.5%
機械器具・その他の 施設等	1,176	362	342	45	320	107
	23.9%	7.4%	6.9%	0.9%	6.5%	2.2%
計	4,922	1,569	1,550	196	1,404	203
	100%	31.9%	31.5%	4.0%	28.5%	4.1%

(6) 審議対象外とした意見を職員に周知する場合の対応状況について

回答	消防本部(N=724)	割合
全職員に対して周知している。	299	41.3%
全職員ではないが、職員に対し広く周知している。	89	12.3%
その他（以下、一部抜粋） ・意見提出者及び意見とりまとめ者のみに周知している。 ・審議対象外とした意見はない。 ・意見とりまとめ者に審議対象外の理由を付して通知している。	336	46.4%

(7) 上記(6)で「全職員に対して周知している」と回答した場合の周知方法について

【複数選択可】

内容	消防本部
全職員宛に通知を発出	171
全ての署所の掲示板上に掲載	55
全職員はアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	76
口頭で伝達	45
その他(以下、一部抜粋) ・電子メールにより全職員に周知 ・回覧により全職員に周知 ・所属の委員がそれぞれの所属で所属職員全員に説明	20

(8) 記名による意見提出の場合、意見提出者への伝達方法について【複数選択可】

内容	消防本部
意見提出者本人に直接口頭又は文書で伝えている。	189
意見とりまとめ者を通じて意見提出者に伝えている。	199
上記の双方	245
上記(5)②全職員への伝達方法と同じ	116
その他(以下、一部抜粋) ・意見を提出した職員の所属宛に通知を発出し、意見提出者へ伝達している。 ・審議対象外とする提出意見はない。	57

(9) 匿名による意見提出の場合、意見提出者への伝達方法【複数選択可】

内容	消防本部
意見とりまとめ者を通じて意見提出者に伝達	491
全職員宛に通知を発出	91
全ての署所の掲示板上に掲載	40
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	51
口頭での伝達	30
匿名での提出はない	91
その他(以下、一部抜粋) ・委員長から意見提出者に直接メールをしている。 ・各所属長経由で全職員に周知している。 ・所属の委員を通じて所属職員全員に周知している。	45

(10) 意見提出者に伝えている内容について

回答	消防本部(N=724)	割合
審議対象外となった事実のみ	20	2.7%
審議対象外となった事実及び対象外となった理由	564	77.9%
上記に加え、意見出し直しの手順なども伝えている。	89	12.3%
何も伝えていない。	23	3.2%
未回答	28	3.9%

(11) 審議対象外の周知について、意見とりまとめ者への伝達方法について【複数選択可】

内容	消防本部
直接口頭又は文書で伝えている。	532
上記(5)②全職員への伝達方法と同じ	163
その他(以下、一部抜粋) ・提出意見は全て審議対象としている。 ・電子メールにより伝達している。	42

(12) 意見とりまとめ者に伝えている内容について

回答	消防本部(N=724)	割合
審議対象外となった事実のみ	20	2.8%
審議対象外となった事実に加え、対象外となった理由	562	77.6%
上記に加え、意見出し直しの手順なども伝えている。	93	12.8%
何も伝えていない。	20	2.8%
未回答	29	4.0%

(13) 意見提出者及び意見とりまとめ者に「直接口頭又は文書で伝える」場合、通知するタイミングについて

回答	消防本部(N=724)	割合
委員会開催より前に通知し、意見を出し直させる機会を設けている。	350	48.3%
委員会開催より前に通知しているが、意見の出し直しはできない。	197	27.2%
委員会開催と同時	27	3.7%
委員会開催後	75	10.4%
未回答	75	10.4%

(14) 審議対象外と判断された意見について、異議申し立てや意見を出し直させる機会の有無について

回答	消防本部(N=724)	割合
異議申し立てや意見を出し直させる機会があり(以下、一部抜粋) ・審議対象とする、しないの判断は、会議を開催する2週間前までに通知することとなっており、会議開催までに再度意見を提出する期間がある。 ・審議対象とする、しないの判断を委員会開催前に通知することとしているため、意見を出し直せる機会を設けている。 ・一度受け付けた意見は、受付期間を過ぎても委員会前までであれば出し直しを可能としている。 ・通年で意見を提出することが可能であることから、出し直しが可能である。 ・意見提出者に対して、個別に異議申し立ての概要や意見の出し直しができる旨を通知している。	265	36.6%
異議申し立てや意見を出し直させる機会がなし	433	59.8%
未回答	26	3.6%

【問8 消防長の処置結果等】

消防長の処置について、「全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること」、また「周知に当たっては、処置した場合のみならず処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと」としています。

(1) 周知の範囲について

回答	消防本部(N=724)	割合
全職員に周知している。	717	99.0%
一部の職員に周知している。(以下、一部抜粋) ・意見提出者及び意見とりまとめ者に対する文書通知 ・各所属長宛に通知を発出し、所属長から所属職員に周知	3	0.4%
周知していない。	3	0.4%
未回答	1	0.2%

(2) 処置結果の周知の内容について

回答	消防本部(N=724)	割合
処置結果のみ周知	113	15.6%
処置結果及び処置しなかった場合の理由を周知	358	49.4%
処置結果及び進行状況を周知	42	5.8%
処置結果、処置しなかった場合の理由及び進行状況を周知	206	28.5%
未回答	5	0.7%



(3) 処置結果の周知の方法について【複数選択可】

内容	消防本部
全職員宛に通知を发出	430
全ての署所の掲示板に掲載	115
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	203
口頭での伝達	87
その他（以下、一部抜粋） ・委員長から意見提出者に直接メールをしている。 ・各所属長経由で全職員に周知している。 ・所属の委員を通じて所属職員全員に周知している。	71

(4) 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処理結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸問題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	720	447	268	125	9	1,569
	14.6%	9.1%	5.4%	2.5%	0.2%	31.9%
諸問題を検討	91	214	961	283	1	1,550
	1.8%	4.3%	19.5%	5.7%	0.0%	31.5%
実施は困難	0	4	24	162	6	196
	0.0%	0.1%	0.5%	3.3%	0.1%	4.0%
現行どおり	16	19	58	1,304	7	1,404
	0.3%	0.4%	1.2%	26.5%	0.1%	28.5%
その他	122	5	33	25	18	203
	2.5%	0.1%	0.7%	0.5%	0.4%	4.1%
計	949	689	1,344	1,899	41	4,922
	19.3%	14.0%	27.3%	38.6%	0.8%	100%

【問9 審議の結果等の通知及び周知】

(1) 意見提出者及び意見とりまとめ者に対する、審議結果及び当該結果に至った理由の通知の有無について

回答	消防本部(N=724)	割合
審議結果のみ通知している。	45	6.2%
審議結果及びその理由を通知している。	664	91.7%
通知していない。	12	1.7%
未回答	3	0.4%

(2) 委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要の周知の有無について

回答	消防本部(N=724)	割合
全職員の周知している。	688	95.0%
一部の職員に周知している。	19	2.6%
周知していない。	15	2.1%
未回答	2	0.3%

(3) 上記(2)で「全職員に周知している」、「一部の職員に周知している」と回答した場合の周知内容について

回答	消防本部(N=724)	割合
審議結果のみ	26	3.6%
審議結果及び審議した意見の内容	260	35.9%
審議結果、審議した意見の内容及び委員から出された主な意見	415	57.3%
その他(以下、一部抜粋) ・消防職員委員会での審議内容より、委員より出された意見についても、必要に応じて委員会で審議し、付帯意見として審議概要に加えている。 ・審議結果及び審議した意見の内容、消防長意見を周知している。 ・委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知 ・審議結果と処置の要旨について周知	4	0.6%
未回答	19	2.6%

(4) 上記(2)で「全職員に周知している」と回答した場合の周知の法について

回答	消防本部(N=724)	割合
全職員宛に通知を発出	356	49.2%
全ての署所の掲示板に掲載	75	10.3%
全職員がアクセスできる職員ポータルサイトに掲載	131	18.1%
口頭での伝達	21	2.9%
その他(以下、一部抜粋) ・回覧にて周知 ・所属長宛に通知を発出し、所属職員に周知 ・意見とりまとめ者宛に通知を発出し、職員に周知	63	8.7%
未回答	78	10.8%

【問 10 規則改正の状況】

(1) 消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部が改正されたことに伴い、「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知）」で示したが、規則改正の状況について

回答	消防本部(N=724)	割合
規則を改正し、全職員に周知済みである。	679	93.8%
規則を改正したが、職員には周知できていない。	13	1.8%
規則を改正していない。(理由について、以下、一部抜粋) ・令和4年度に改正予定 ・改正に向けて準備中 ・業務多忙による改正の遅延(令和4年度に改正)	32	4.4%

(2) 上記(1)で「改正していない」と回答した場合の改正時期について

令和4年									令和5年			未回答
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	0	0	4	2	4	1	1	2	0	1	10	7

(単位：消防本部)

(3) 上記(1)で「規則を改正し、全職員に周知済みである」「規則を改正したが、職員には周知できていない」と回答した場合の改正による効果について

回答	消防本部(N=692)	割合
提出意見が増加した。	160	23.1%
審議結果「実施することが適当である」とされた件数が増加した。	26	3.8%
改正前と変わらない。	471	68.1%
その他(以下、一部抜粋) ・提出意見が増加したが、特定を対象とした意見が散見される。 ・匿名提出であることから、提出意見の意味が不明の場合、本人に確認することができないため苦慮している。	18	2.6%
未回答	17	2.4%

【問 11 公平性・透明性の確保と制度の周知】

「消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営を資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保を務めること」とれています。

(1) 「職員が意見を提出しやすい環境づくりに努めること」について具体的な取組の有無について

回答	消防本部 (N=724)	割合
取組あり (以下、一部抜粋) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会において、意見を提出した者の所属及び氏名は公開されない。</li> <li>・年間を通して意見の受付を行っている。</li> <li>・委員には女性も選出している。</li> <li>・委員には若年層も選出している。</li> <li>・提出された意見は、できるだけ審議対象外とせず、委員会で審議することとしている。</li> <li>・委員会専用のメールアドレスを設け、メールによる意見提出を可能としている。</li> <li>・匿名及び連名制度を設けている。</li> </ul>	267	36.9%
取組なし	457	63.1%

(2) 「委員会の公正性及び透明性の確保に努めること」について

回答	消防本部 (N=724)	割合
取組あり (以下、一部抜粋) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任期は1年とし、多くの職員が委員に選出できるようにしている。</li> <li>・委員が同じ所属から複数指名されないように配慮している。</li> <li>・委員会の指名の際に、世代、階級、役職、性別等に偏りがないように配慮している。</li> <li>・委員会での審議内容等の議事録は全職員が確認できるように周知している。</li> </ul>	258	35.6%
取組なし	466	64.4%

(3) 委員会事務局等による説明会等について

消防職員委員会の利用の活性化および円滑な運用にむけて、平成 30 年告示改正以降の委員会事務局等による説明会等の実施の有無について

回答	消防本部 (N=724)	割合
毎年実施している。	73	10.1%
実施した。	232	32.0%
告示改正後、一度も実施していない。	358	49.5%
その他 (以下、一部抜粋) ・全職員にメールで周知している。 ・新規採用職員に対して毎年実施している。 ・パンフレットを回覧している。	61	8.4%

(4) 消防職員委員会パンフレットについて

毎年、消防庁が全消防職員に向けて配布している消防職員委員会パンフレットの配布方法について

回答	消防本部 (N=724)	割合
所属長を通じて個別に配布している。	326	45.0%
総務課などを通じて個別に配布している。	317	43.8%
休憩室など、職員が自由に手に取れる場所に置いている。	52	7.2%
その他 (以下、一部抜粋) ・開催通知に併せて、各所属に配布している。 ・意見取りまとめ者を通じて配布している。	29	4.0%

### 3 令和 2 年審議意見の実施状況調査結果 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
5,285	1,673	31.7%

(2) 実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	162	59	269	154	549	480	1,673
割合	9.7%	3.5%	16.1%	9.2%	32.8%	28.7%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法第 17 条第 1 項各号に対応するもの

- 1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること
  - ア 給与関係
  - イ 勤務時間関係
  - ウ ア、イ以外の勤務条件関係
  - エ 厚生福利に関すること
- 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること
- 3 消防の用に供する背溢美、機械器具その他の施設に関すること

(3) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既の実施された件数	割合
1,765	1,050	59.5%

(4) 令和2年度中に実施した主な意見

(ア) 勤務条件等に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮眠室の間仕切り設置</li> <li>・Web会議システムの導入</li> <li>・労務管理及びメンタルヘルス研修会の実施</li> <li>・免許取得費用の助成</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
--

(イ) 被服及び装備品に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急服の難燃化</li> <li>・防火衣の仕様変更</li> <li>・活動服の立体裁断仕様への変更</li> <li>・防刃ベストの導入</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
---

(ウ) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックモニター、ドライブレコーダーの導入</li> <li>・庁舎電灯のLED化</li> <li>・庁舎の防犯カメラ設置</li> <li>・洗面所の水道自動化</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
--

4 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成8年度	926本部	792本部	85.5%
9年度	923本部	711本部	77.0%
10年度	917本部	700本部	76.3%
11年度	911本部	654本部	71.8%
12年度	906本部	665本部	73.4%
13年度	902本部	644本部	71.4%
14年度	900本部	733本部	81.4%
15年度	886本部	886本部	100.0%
16年度	863本部	860本部	99.7%
17年度	814本部	812本部	99.8%
18年度	811本部	808本部	99.6%
19年度	807本部	802本部	99.4%
20年度	806本部	804本部	99.8%
21年度	803本部	801本部	99.8%

22年度	802本部	796本部	99.3%
23年度	798本部	791本部	99.1%
24年度	784本部	780本部	99.5%
25年度	767本部	764本部	99.6%
26年度	751本部	750本部	99.9%
27年度	749本部	749本部	100.0%
28年度	733本部	733本部	100.0%
29年度	732本部	732本部	100.0%
30年度	728本部	728本部	100.0%
令和元年度	726本部	726本部	100.0%
2年度	726本部	726本部	100.0%
3年度	724本部	724本部	100.0%

## 5 各年度の審議件数及び審議結果

区分	審議件数	審議結果の区分					
		実施が 適当	諸問題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他	
平成8年度	8,765	3,560	2,931	684	1,590		
		40.6%	33.4%	7.8%	18.1%		
9年度	5,856	2,354	1,839	495	1,168		
		40.2%	31.4%	8.5%	19.9%		
10年度	5,447	2,196	1,765	329	1,157		
		40.3%	32.4%	6.0%	21.2%		
11年度	5,026	1,995	1,472	256	1,114		189
		39.7%	29.3%	5.1%	22.2%		3.8%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125		185
		40.0%	28.6%	5.3%	22.4%		3.7%
13年度	4,912	2,052	1,384	251	1,047	178	
		41.8%	28.2%	5.1%	21.3%	3.6%	
14年度	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235	
		42.0%	27.0%	5.1%	21.1%	4.8%	
15年度	5,590	2,495	1,412	241	1,177	265	
		44.6%	25.3%	4.3%	21.1%	4.7%	
16年度	4,919	1,978	1,315	229	1,143	254	
		40.2%	26.7%	4.7%	23.2%	5.2%	
17年度	5,354	2,236	1,347	245	1,244	282	
		41.8%	25.2%	4.6%	23.2%	5.3%	
18年度	5,036	2,171	1,398	171	1,063	233	
		43.1%	27.8%	3.4%	21.1%	4.6%	

19年度	5,312	2,177	1,505	227	1,151	252
		41.0%	28.3	4.3%	21.7%	4.7%
20年度	5,008	1,888	1,397	217	1,210	296
		37.7%	27.9%	4.3%	24.2%	5.9%
21年度	5,149	2,067	1,374	217	1,238	253
		40.1%	26.7%	4.2%	24.0%	4.9%
22年度	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326
		36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%
23年度	5,253	2,050	1,422	169	1,319	293
		39.0%	27.1%	3.2%	25.1%	5.6%
24年度	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347
		37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%
25年度	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
		35.9%	25.7%	3.9%	24.2%	8.5%
26年度	5,081	1,760	1,403	226	1,390	302
		34.6%	27.6%	4.4%	27.4%	5.9%
27年度	5,025	1,766	1,346	154	1,449	310
		35.1%	26.8%	3.1%	28.8%	6.2%
28年度	4,901	1,677	1,430	177	1,315	302
		34.2%	29.2%	3.6%	26.8%	6.2%
29年度	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
		33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%
30年度	4,918	1,548	1,504	207	1,392	267
		31.5%	30.6%	4.2%	28.3%	5.4%
令和元年度	5,201	1,635	1,586	230	1,506	244
		31.4%	30.5%	4.4%	29.0%	4.7%
2年度	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
		33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%
3年度	4,922	1,569	1,550	196	1,404	203
		31.9%	31.5%	4.0%	28.5%	4.1%
累計	136,921	52,213	39,225	6,478	31,811	6,194
		38.1%	28.6%	4.7%	24.0%	4.5%

※審議結果のうち、「その他」について平成11年度より設定